

県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金

1 対象品目・分野

林業

2 事業概要

「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材（合板・集成材を除く）を基準値以上*使用した新築住宅の施主に対し補助します。

※基準値（ m^3 ）は延べ床面積（ m^2 ） $\times 0.1$ （ m^3/m^2 ）で算出された数値

3 利用対象者

県内に県産木材を使用した新築住宅を建設する施主

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ・自ら居住するため、山形県内に住宅を新築する方
- ・平成31年3月29日までに実績報告書を提出すること
- ・住宅に使用する県産木材は、住宅の延べ床面積1平方メートルにつき0.1立方メートルを乗じて算出した構造材相当の数量に対し、100%以上であること。なお、県産木材の使用部位は構造材に限定しないものとする。*

(2) 補助率：

定額20万円

(3) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

県土整備部所管の「山形の家づくり利子補給制度」との併用は不可

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：平成30年4月上旬～

(2) 申請書類（様式）の入手方法：

各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：

新築住宅建設地を所管する総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁は木材流通対策担当）

(3) 電話番号：

村山総合支庁森林整備課	023-621-8191
最上総合支庁森林整備課	0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課	0238-26-6063
庄内総合支庁森林整備課	0235-66-5527